

# 市県民税の申告が始まります

市では、申告受付を以下のとおり行います。

申告を忘れてしまうと、「各種証明書の交付が受けられない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」などの支障をきたすことがあります。必ず期間内に申告してください。

## 受付会場

市役所 1階ロビー 特設会場

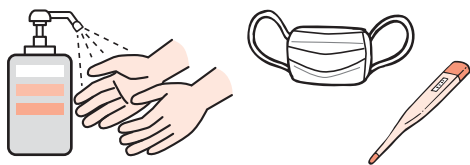
## 受付期間

2月16日(木)～3月15日(水) (土日・祝日を除く)

受付時間や日程などは17ページをご確認ください。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください

- 受付会場入場前に検温をお願いします。37.5度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りします。
- ※事前にご自宅で検温していただき、体調不良、発熱などの症状がある場合は来場をご遠慮ください。
- マスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、入場をお断りします。
- 申告会場に入場できる人数を制限します。受付にて申告書類の確認が終わりましたら、申告時間まではお車などでお待ちください。申告時間が近くなりましたら、電話でお知らせします。
- ※下記の二次元コードを読み込むか、市ホームページ内の専用サイトから順番確認サイトへアクセスすると、申告受付番号の呼び出し状況をリアルタイムでご確認いただけます。



呼び出し番号が **A**の方 **B**の方

※AとBは申告内容によって受付で職員が振り分けます。

## 申告受付に必要なもの

- 申告者のマイナンバーと本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類）
- 前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（給与・年金の源泉徴収票や事業所得の収支内訳書など）
- 社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険など）の支払金額を証明するもの
- 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳などその障がいを証明するもの
- その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書など（医療費の場合は「医療費控除の明細書」を作成）
- 銀行などの本人名義の預貯金口座（還付を受ける場合に必要です）

## 注意事項

- 収支内訳書は帳簿などを基に事前に作成しておいてください。事前に作成されていない方は、作成をしていただくからの受付となります。
- 医療費控除は、「医療費控除の明細書」を作成してください（入手・作成方法については、国税庁のホームページ等をご覧ください）。
- 例年、書類をお持ちにならずに来場する方が見受けられます。必要な書類がないと申告受付ができませんので、書類がそろっていることを事前に確認してからお越しください。

## 市の会場で受付できない申告

次の申告は、市の会場では受付できません。栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）で申告してください。

- 退職所得の申告
- 譲渡所得（株式・土地など）の申告
- 青色申告
- 先物取引（FX含む）の申告
- 申告分離課税の配当所得の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）の申告
- リフォーム等各種住宅関係の申告
- 雑損控除の申告
- 過年度分の申告
- 贈与税の申告
- 消費税の申告 など

